

職員の給与に関する条例

昭和46年 9 月14日

条例第11号

改正 昭和59年 2 月27日 条例第 3 号  
平成18年 3 月27日 条例第10号  
平成19年 4 月 1 日 条例第10号  
平成21年 4 月 1 日 条例第 4 号  
平成28年 3 月15日 条例第 8 号  
令和 7 年 2 月14日 条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第 6 項の規定に基づき職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(準用)

第 2 条 職員の給与に関しては、別に定めるものを除き、香取市職員の給与に関する条例（平成18年香取市条例第43号）の例による。ただし、級別基準職務表については別表のとおりとする。

(施行規定)

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和46年 9 月 3 日から適用する。

(給与減額に関する特例)

2 当分の間、第 2 条の規定により準用する香取市職員の給与に関する条例第15条の規定にかかわらず、職員が負傷（公務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（公務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置（管理者が規則で定めるものに限る。）により、当該療養のための香取広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成13年香取広域市町村圏事務組合条例第 2 号）第13条に規定する療養休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該療養休暇又は、当該措置に係る日につき、給料の半額を減ずる。

- 3 前項に定めるもののほか、給与額の半減等に関し必要な事項は、香取市職員の給料等の支給に関する規則（平成18年香取市規則第33号）を準用する。

（経過措置）

- 4 平成19年4月1日（以下「組合統合の日」という。）の前日までににおける解散前の北総西部衛生組合諸給与条例（昭和38年北総西部衛生組合条例第1号。以下「解散前の条例」という。）の規定による給与については、なお、解散前の条例の例による。

（平成19年3月の給与の特例）

- 5 この条例の規定にかかわらず、統合関係組合（解散前の北総西部衛生組合をいう。以下同じ。）の職員であった者で、引き続き本組合に採用された職員（以下「継続採用職員」という。）に対し、平成19年3月分として支給する給与については、解散前の条例の例による。

（給与の調整）

- 6 任命権者は、この条例の規定により決定された職員の職務の級、号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間について、統合関係組合の職員であった者で、継続採用職員の中にそれぞれ採用されていた統合関係組合の給与に関する制度の相違によって不均衡が生じている場合には、他の職員との均衡を考慮し、管理者が定める基準により組合統合の日以後早期に所要の調整を行うものとする。

（給与減額に関する経過措置）

- 7 継続採用職員のうち、組合統合の前日において第2条の規定により準用する香取市職員の給与に関する条例第15条の規定に相当する解散前の条例の規定による給与の減額を必要とする職員に係る給与の減額は、この条例による給与の減額とみなし、解散前の条例の規定により算出された額を平成19年4月以後に支給する給与から減ずる。

（その他経過措置）

- 8 附則第4項に規定するもののほか、組合統合の日の前日までに解散前の条例の規定によりなされた給与に係る処分、手続その他の行為は、それぞれ第2条の規定により準用する香取市職員の給与に関する条例の相当規定によりなされた給与に係る処分、手続その他の行為とみなし、これらの行為にかかるその期間は通算する。

附 則（昭和59年 2 月 27 日 条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年 3 月 27 日 条例第10号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年 3 月 27 日から施行する。

（経過措置）

2 平成18年 3 月 27 日（以下「消防組合統合の日」という。）の前日までににおける解散前の佐原市外五町消防組合職員の給与に関する条例（昭和44年佐原市外五町消防組合条例第 8 号）及び解散前の小見川町外 2 町消防組合職員の給与等に関する条例（昭和42年小見川町外 2 町消防組合条例第12号）（以下これらを「解散前の条例」という。）の規定による給与については、なお、解散前の条例の例による。

（平成18年 3 月の給与の特例）

3 この条例の規定にかかわらず、統合関係組合（解散前の佐原市外五町消防組合及び解散前の小見川町外 2 町消防組合をいう。以下同じ。）の職員であった者で、引き続き本組合に採用された職員（以下「継続採用職員」という。）に対し、平成18年 3 月分として支給する給与については、解散前の条例の例による。

（給与の調整）

4 任命権者は、この条例の規定により決定された職員の職務の級、号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間について、統合関係組合の職員であった者で、継続採用職員の中にそれぞれ採用されていた統合関係組合の給与に関する制度の相違によって不均衡が生じている場合には、他の職員との均衡を考慮し、管理者が定める基準により消防組合統合の日以後早期に所要の調整を行うものとする。

（給与減額に関する経過措置）

5 継続採用職員のうち、消防組合統合の前日において第 2 条の規定により準用する香取市職員の給与に関する条例第15条の規定に相当する解散前の条例の規定による給与の減額を必要とする職員に係る給与の減額は、この条例による給与の減額とみなし、解散前の条例の規定により算出された額を平成18年 4 月以後に支給する給与から減ずる。

（その他経過措置）

- 6 附則第2項に規定するもののほか、消防組合統合の日の前日までに解散前の条例の規定によりなされた給与に係る処分、手続その他の行為は、それぞれ第2条の規定により準用する香取市職員の給与に関する条例の相当規定によりなされた給与に係る処分、手続その他の行為とみなし、これらの行為にかかるその期間は通算する。

附 則（平成19年4月1日条例第10号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和46年9月3日から適用する。  
（給与減額に関する特例）
- 2 当分の間、第2条の規定により準用する香取市職員の給与に関する条例第15条の規定にかかわらず、職員が負傷（公務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（公務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置（管理者が規則で定めるものに限る。）により、当該療養のための香取広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成13年香取広域市町村圏事務組合条例第2号）第13条に規定する療養休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該療養休暇又は、当該措置に係る日につき、給料の半額を減ずる。
- 3 前項に定めるもののほか、給与額の半減等に関し必要な事項は、香取市職員の給料等の支給に関する規則（平成18年香取市規則第33号）を準用する。  
（経過措置）
- 4 平成19年4月1日（以下「組合統合の日」という。）の前日までにおける解散前の北総西部衛生組合諸給与条例（昭和38年北総西部衛生組合条例第1号。以下「解散前の条例」という。）の規定による給与については、なお、解散前の条例の例による。  
（平成19年3月の給与の特例）
- 5 この条例の規定にかかわらず、統合関係組合（解散前の北総西部衛生組合をいう。以下同じ。）の職員であった者で、引き続き本組合に採用された職員（以下「継続採用職員」という。）に対し、平成19年3月分として支給する給与につい

ては、解散前の条例の例による。

(給与の調整)

- 6 任命権者は、この条例の規定により決定された職員の職務の級、号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間について、統合関係組合の職員であった者で、継続採用職員の中にそれぞれ採用されていた統合関係組合の給与に関する制度の相違によって不均衡が生じている場合には、他の職員との均衡を考慮し、管理者が定める基準により組合統合の日以後早期に所要の調整を行うものとする。

(給与減額に関する経過措置)

- 7 継続採用職員のうち、組合統合の前日において第2条の規定により準用する香取市職員の給与に関する条例第15条の規定に相当する解散前の条例の規定による給与の減額を必要とする職員に係る給与の減額は、この条例による給与の減額とみなし、解散前の条例の規定により算出された額を平成19年4月以後に支給する給与から減ずる。

(その他経過措置)

- 8 附則第4項に規定するもののほか、組合統合の日の前日までに解散前の条例の規定によりなされた給与に係る処分、手続その他の行為は、それぞれ第2条の規定により準用する香取市職員の給与に関する条例の相当規定によりなされた給与に係る処分、手続その他の行為とみなし、これらの行為にかかるその期間は通算する。

(平成21年3月の給与の特例)

- 9 この条例の規定にかかわらず、清掃組合（解散前の香取市東庄町清掃組合をいう。以下同じ。）の職員であった者で、引き続き本組合に採用された職員に対し、平成21年3月分として支給する給与については、香取市東庄町清掃組合職員の給与に関する条例（平成18年香取市東庄町清掃組合条例第4号。以下「清掃組合条例」という。）の例による。

(清掃組合の統合に伴う給与の調整)

- 10 任命権者は、この条例の規定により決定された職員の職務の級、号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間について、清掃組合の職員であった者で、引き続き本組合に採用された職員に不均衡が生じている場合には、他の職員との均衡を考慮し、管理者が定める基準により平成21年4月1日

(以下「清掃組合統合の日」という。)以後、早期に所要の調整を行うものとする。

(清掃組合の統合に伴う給与減額に関する経過措置)

- 11 清掃組合の職員であった者で、引き続き本組合に採用された職員のうち、清掃組合統合の前日において第2条の規定により準用する香取市職員の給与に関する条例第15条の規定に相当する清掃組合条例の規定による減額とみなし、清掃組合条例の規定により算出された額を平成21年4月以後に支給する給与から減ずる。

(清掃組合の統合に伴うその他経過措置)

- 12 清掃組合統合の前日までに清掃組合条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、第2条の規定により準用する香取市職員の給与に関する条例の相当規定によりなされた処分、手続きその他の行為とみなし、これらの行為にかかるその期間は通算する。

附 則 (平成21年4月1日条例第4号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月15日条例第8号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年2月14日条例第1号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条）

級別基準職務表

ア 行政職給料表（一）級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	主事又は技師の職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする主事又は技師の職務
3級	主任主事又は主任技師の職務
4級	主査の職務又はこれらと同程度の職務
5級	班長・係長・場長・副主幹の職務又はこれらと同程度の職務
6級	班長又は主幹の職務又はこれらと同程度の職務
7級	課長・室長・副参事又は職務の複雑困難及び責任の度がこれらと同程度の職務
8級	事務局長・参事・消防長・次長・署長又は職務の複雑困難及び責任の度がこれらと同程度の職務

イ 行政職給料表（二）級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	技能職員又は労務職員の職務
2級	相当の技能又は経験を必要とする技能職員又は労務職員の職務
3級	主任又は高度な技能経験を必要とする技能職員又は労務職員の職務
4級	副主査又は職務の複雑困難及び責任の度がこれらと同程度の職務